

政 法 第 1 9 2 1 号
答 申 第 4 5 1 号
平 成 2 8 年 9 月 1 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年10月31日付け印土第1292号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第559号

平成26年10月8日付けで異議申立人から提起された、平成26年8月18日付け印土
第821号及び平成26年10月1日付け印土第1071号で行った行政文書不開示決定
に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し平成26年7月22日付け行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）及び平成26年9月25日付け行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、本件請求1と併せて「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

(1) 本件請求1

「平成17年10月5日に境界立会した、〇〇市〇〇△△△-△（以下「土地1」という。）と〇〇市〇〇字〇〇〇△△△-△の案件について、境界立会の後に、〇〇測量株式会社（以下「測量会社」という。）に印を渡して、一枚押印していた書類のコピー1枚と立会後もう1人の地主と共に多分住所・氏名だったと思いますが、その紙のコピーも1枚下さい。」

(2) 本件請求2

- ①「〇〇市〇〇△△△-△△地先（以下「土地2」という。）の国有地とか官有地と称している土地と土地1と〇〇市〇〇△△△-△△（以下「土地3」という。）との境界をズバツと切つてあるという測量会社作成の測量図（平成18年か17年頃か）の写し。」
- ②「土地2の国有地とか官有地と称する土地の、〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）との境界確定図（〇〇の測量図面の巻物の一部分）があると思いますので、その写し。」

3 特定した対象文書

(1) 本件請求1について

実施機関は、対象文書を「土地1及び〇〇市〇〇字〇〇〇△△△-△における、平成17年10月5日の境界立会に係る水路に対する境界同意書（以下「文書1」という。）と当該立会后隣接地主と共に開示請求者が署名した謝金支払簿（以下「文書2」という。）」と特定した。

(2) 本件請求2について

実施機関は、対象文書を「土地2と土地1と土地3との境界を切つてある地積測量図（以下「文書3」という。）及び土地2と〇〇所有の土地との境界確定図（以下「文書4」といい、文書1から文書3と併せて「本件対象文書」という。）」と判断し、検索した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求1に対して平成26年8月18日付け印土第821号で「開示請求に係る行政文書を保有していないため。（前者の押印した書類については、請求に係る行政文書を取得したことがないため。後者の署名した用紙については、請求に係る行政文書は保存期間を経過したため、廃棄済みである。）」との理由により、また、本件請求2に対して平成26年10月1日付け印土第1071号で「開示請求に係る行政文書を保有していないため。（請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）」との理由により、それぞれ行政文書不開示決定（以下併せて「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成26年10月8日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

平成18年11月16日付けで、佐倉法務局に提出されている書類中の「隣接地所有者土地立会い及び筆界確認証明書」の一部はおかしい。

〇〇千葉支社の担当は、文書を出してもこなかったとか、国有地と〇〇の境界確定

立会図もなく、確認したという根拠も不明である。

千葉財務事務所の統括国有財産管理官の〇〇氏によると、「公図も隙間なく合わさり、〇〇〇〇〇〇の土地を〇〇が継承しているので、遊んでいる土地であるから国有地というのは無理がある。〇〇と異議申立人の問題」と言っている。

土地2の空いている土地というのは、〇〇と異議申立人らが、杭の中は〇〇、外は当方の土地ということで境界確定図まで作ってある。

〇〇〇〇〇〇の土地を継承した〇〇には公図も登記簿もあり、同じく一部を継承している横浜の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構には上記の土地は入っていないので、〇〇の遊んでいる土地であったところで今は当方の土地である。

そこで利害関係人として、「国有地として同意しますという文書」や委任状が出てくるが、千葉財務事務所・印旛土木事務所・〇〇市・〇〇市・測量会社の全てが「知りません。ありません。」ということである。ならば法務局に書いてある国有地を削除してほしい。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件決定の理由について

(1) 本件請求1について、本件対象文書は、文書1及び文書2と思われる。水路境界については、異議申立人から了解を得られたが、文書1への押印については、その場では貰えず持ち帰ったことから、受領していない。なお、文書1の提出先は〇〇市（当時の〇〇町、以下同じ。）である。

文書2については、歳出証拠書類の簿冊が、保存期間経過により廃棄済みであるため保有していない。

(2) 本件請求2について、本件対象文書は文書3及び文書4である。

文書3については、実施機関が買収予定地である〇〇市〇〇△△△-△△（以下「土地4」という。）を分筆登記するためのものであるため、土地4と接していない土地1と土地3との境界を切ることを必要としないことから、測量はしておらず文書3は作成していない。

文書4については、法務局に提出されている地積測量図に基づき、土地4を復元した。土地2と〇〇用地との境界については、〇〇管理図面のとおり復元することを測量会社に指示したが、文書4は作成していない。

2 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、対象行政文書の存否に関する主張ではなく、土地の所有権に関する主張であって、本件決定に何ら関係ないものであり、異議申立ての理由には該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件請求は本件対象文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

よって以下、実施機関の本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 文書1について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、文書1については、都市計画道路整備事業に伴う水路との境界確定のため、異議申立人を含む隣接土地所有者に対し立会を依頼した際の境界同意書とのことである。

実施機関によれば、通常、立会后水路境界について同意が得られれば、当該境界同意書に立会人が押印の上、実施機関が一旦受領し、当該水路を所管する〇〇市に実施機関から送付するが、本件請求1で異議申立人が同意し押印したという水路の境界同意書は、異議申立人の主張と異なり、立会日及びその後において実施機関には一切提出されていないとのことである。

(2) 文書2について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、文書2については、謝金支払の際、謝金と引き換えに異議申立人から受け取った受領書とのことである。

実施機関が境界立会を依頼し、実際に立会をした方については、境界同意の有無にかかわらず謝金を支払うこととなっており、受領書と引き換えに謝金を渡している。

実施機関によれば、異議申立人は実際に立会をしており、その謝金の支払いのため、異議申立人から文書2を受領し、その後、歳出証拠書類の簿冊に綴り保存して

いたが、当該簿冊は、千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号。以下「文書管理規則」という。）に規定する5年の保存期間を満了したため、廃棄済みであるとのことである。

(3) 文書3について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は都市計画道路整備事業のため、用地買収した土地4の分筆登記を行っており、その申請の際の添付書類として必要となることから、土地4の地積測量図の作成を測量会社に依頼したとのことである。

しかし、土地1と土地3は買収地である土地4とは隣接していないため、地積測量図を作成する必要がなかったことから、文書3については作成及び取得はしていないとのことである。

(4) 文書4について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は上記(3)のとおり、土地4の分筆登記申請を行うための添付書類を作成及び取得しているところであるが、文書4は当該申請において添付書類として提出する必要がないため、実施機関で作成及び取得はしていないとのことである。

(5) 以上、上記(1)、(3)及び(4)の実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆す特段の事情も認められない。

また上記(2)の実施機関の説明については、文書取得の経緯及び文書管理規則の規定から、本件請求時点において文書2が廃棄済みであることは明らかであると認められる。

(6) なお念のため、当審査会が事務局職員をして実施機関の倉庫等で改めて本件対象文書の探索を行ったところ、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(7) 以上のことから、本件対象文書を保有していないとの理由による本件決定は妥当であると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、土地の所有権に関し縷々主張するが、行政文書の開示・不開示の妥当性は条例の規定に基づき判断されるものである。

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年10月31日	諮問書の受理
平成26年12月2日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年7月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)